

令和4年度

第3回陸別町学校運営協議会

日 時：令和5年3月15日（水）午後7時30分より
場 所：陸別町役場 3階 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報 告

- 1) 小中一貫教育推進状況報告
- 2) 学校運営協議会事業報告
- 3) 地域学校協働活動報告
- 4) 学校運営の取組状況報告

4 議 事

- 1) 学校運営協議会制度の確認について
- 2) 令和5年度学校運営協議会及び地域学校協働本部事業について
- 3) その他

5 閉 会

3 報 告

1) 小中一貫教育推進状況報告

前回報告分

- 4月21日 小中一貫教育総会
小学校：14名
中学校：15名
教育委員会： 6名 計35名
- 4月26日 小中一貫野外奉仕活動
町議： 4名（敬称略：中村・多胡・三輪・久保）
小4：15名 小5：19名
中1：14名 中2：16名
中3：11名 計79名
- 4月～ 乗り入れ授業の展開
数学：渡邊耕平 教諭
英語：石井早紀 教諭・梅木美沙 教諭・Tim 英語指導助手
保体：丹羽 優 教諭
音楽：日笠春奈 教諭（佐藤雅美 教諭）
- 7月 8日 小中一貫研修会
「危機管理について」講師：十勝教育局 林企画総務課長
小学校：13名
中学校：13名
教育委員会： 7名 計33名
- 10月18日 小中一貫研修会
「特別支援教育について」講師：十勝教育局 加藤指導主事
小学校： 5名
中学校： 11名 計16名
- 11月11日 陸別町教育研究大会（兼 十勝地区放送教育研究大会）
小学校： 15名
中学校： 16名
教育委員会： 6名 計37名

- 12月13日 第1回小中一貫小6体験登校
小学校：14名+担任教諭
※担任教諭による授業を、中学校会場にて行う。

- 2月13日 第2回小中一貫小6体験登校
小学校：15名+担任教諭
※中学校教諭による授業を行う。
※新入生説明会（保護者対象）も併催。
※授業後、部活動見学も実施。

2) 学校運営協議会事業報告

前回報告分

○8月31日(水) 13:00~16:00 (対面研修:庁舎2階講堂)

令和4年度 地域と学校の連携推進協議会(道東)

主催:北海道教育委員会 主管:釧路教育局

参加:根室管内・釧路管内・十勝管内

参加者 野下会長 遠藤主任主査 計2名

内容 行政説明「CSと地域学校協働活動の一体的な推進について」

説明:十勝教育局教育支援課 社会教育指導班 田尾主査

実践発表

①「更別村におけるCSとみんなの学校応援団(地域学校協働活動)」

発表者:更別村教育委員会 宝輪CSコーディネーター

②「地域コーディネーターの役割と重要性」

発表者:釧路市教育委員会 森 統括コーディネーター

③「道立高等学校における学校運営協議会の取組」

発表者:北海道別海高等学校 藤沼教頭

協議 各会場で4~5人のグループで協議を実施

○11月1日(火) 14:30~16:30 (オンライン研修:Zoom配信)

令和4年度「十勝教育を考えるつどい」

主催:十勝管内教育委員会連絡協議会

主管:陸別町教育委員会(十勝東北部3町)

後援:北海道教育庁 十勝教育局

運営者 有田教育長 副島次長 大鳥居主任主査 北村主任

参加者 野下会長 阿部校長 桜井校長 大山教頭 遠藤教頭

【陸小PTA】小田切会長 佐藤副会長 石橋副会長

【陸中PTA】菅原会長 川初副会長

【社教委員】三輪副委員長 土屋委員 角熊委員

【教育委員会】遠藤主任主査 依田主事 辻本主事 計20名

内容 行政説明「十勝におけるCSの現状」

説明:十勝教育局教育支援課 社会教育指導班主査 田尾和祐氏

講演『コミュニティスクールと地域学校協働活動の在り方』

講師:国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部

総括研究官 志々田まなみ氏

パネルディスカッション

「子どもたちの未来のために地域ができること」

進行:国立教育政策研究所 総括研究官 志々田まなみ氏

発表:本別町立本別中学校 校長 都鳥秀史氏

足寄町教育委員会 生涯学習室 社会教育主事 加藤つばさ氏

陸別町教育委員会 社会教育担当 主任主査 大鳥居仁氏

学校運営協議会会議

○ 6月16日(木) 19:30~20:45

第1回陸別町学校運営協議会 委員 9名 教委 5名

○ 11月17日(木) 19:30~21:15

第2回陸別町学校運営協議会 委員 10名 教委 4名

3) 地域学校協働活動報告

事業	対象	内容	講師	開催日	場所	備考	
地域学校協働活動	小学校	全学年	水泳指導	足寄水泳協会	7/13(水)~ 9/9(金)	陸別町 水泳プール	全16日 22授業
		5・6年生	毛筆指導	野島俊彦	9/5(月)	小学校	全2日 4授業
		3・4年生			9/6(火)		
	1・2年生	読み聞かせ	久禰田紀子	11/10(木)	小学校	全1日 2授業	
中学校	全学年	交通安全 薬物乱用防止	本別警察署 齋藤誌治 陸別駐在所 田中裕樹	5/9(月)	中学校		
土曜授業	小学校	6年生	理科実験	北翔大学 那賀島彰一	12/3(土)	小学校	【中止】
	中学校	2年生	ふるさと科 (郷土資料)	教育委員会	10/1(土)	郷土資料室	
		3年生	行政相談出 前授業	行政相談員 小栗幹夫		中学校	
		全学年	ネットトラブ ル防止教室	陸別駐在所 田中裕樹			
		1年生	ふるさと科 (斗満遺跡)	教育委員会	11/5(土)	公民館	
		2年生	ふるさと科 (関寛斎)	教育委員会	12/17(土)	中学校	
		1年生	キャリア教育	商工会			
		2年生		JA 青年部			
		3年生	町長講話	野尻秀隆			
	2・3年生	ふるさと科 (関寛斎)	教育委員会	1/28(土)	中学校		
3年生	ふるさと科 (日本一寒い町)	空井猛壽	2/18(土)	中学校			
出前授業	小学校	6年生	A I	名古屋大学 長濱智生	2/14(火)	小学校	オンライン
	中学校	1年生	A I	名古屋大学 長濱智生	11/4(金)	中学校	オンライン
		2年生	海水実験	国立環境研 町田敏暢			
ふるさと科	中学校	2・3年生	模擬議会	見学	議会事務局	9/6(火)	議会議場
				学習	陸別町議員	9/26(月)	中学校
				議会	議長・町長・課長等	10/7(金)	議会議場
	1年生	国史跡	教育委員会	7/5(火)	チャン・公民館		

前回報告分：網掛け部分

4) 学校運営の取組状況報告

説明資料 ～ 陸別小学校 5頁～ 7頁
陸別中学校 8頁～10頁

4 議 事

1) 学校運営協議会制度の確認について

説明資料 ～ 別紙を参照してください

2) 令和5年度学校運営協議会及び地域学校協働本部事業について

○5月下旬 第1回陸別町学校運営協議会

- ・小中一貫教育の進捗状況報告
- ・学校運営に関する基本方針の承認
- ・年間スケジュール（案）
- ・熟議

○9月予定 コミュニティスクール推進協議会（仮称）

- ・行政説明
- ・実践発表
- ・パネルディスカッション（予定）

○11月中旬 第2回陸別町学校運営協議会

- ・小中一貫教育推進状況報告
- ・学校運営協議会事業報告
- ・地域学校協働本部事業報告
- ・学校運営の取組状況報告
- ・次年度に向けた取組について
- ・熟議

○3月中旬 第3回陸別町学校運営協議会

- ・小中一貫教育推進状況報告
- ・学校運営協議会事業報告
- ・地域学校協働本部事業報告
- ・学校運営の取組状況報告
- ・令和6年度学校運営協議会及び地域学校協働本部事業
- ・熟議

* 地域学校協働本部事業は新年度になって学校との協議により決定します。

3) その他

【来年度の委員】

後日で事務局からお声がけをします。

所属団体に委員選出をお願いする場合があります。

【令和5年度学校運営協議会予算】

委員費用弁償（旅費） 70,880円 全道研修会(札幌1泊)×2人 ほか

5 閉 会

○陸別町学校運営協議会規則

平成 31 年 3 月 15 日教育委員会規則第 2 号
令和 2 年 3 月 3 日改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、陸別町立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第 2 条 協議会は、地域住民、保護者その他の学校の運営に資する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

（設置）

第 3 条 陸別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合は、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第 4 条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。この場合において、協議会は、個々の具体的な権限の行使のあり方及び内容について承認をするものではない。

- （1）教育目標及び学校経営計画に関すること。
- （2）教育課程の編成に関すること。
- （3）学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- （4）その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

（意見の申出）

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校、家庭及び地域の連携促進）

第 6 条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるための協議を行うものとする。

（学校運営等に関する評価）

第 7 条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

第9条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、対象学校の校長のほか、次の掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の児童又は生徒の保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、無報酬とする。

(守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(2) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

(3) その他委員としてふさわしくない行為

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任命後、最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第 16 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 第 12 条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められたとき。

(庶務)

第 18 条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。